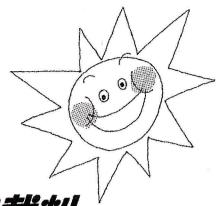
町田市政を考える会・草の根 ニュース No.65 2024年3 月4 日 連絡先(小林)042-797-3604



町田市議会 政務活動費裁判

違法支出の判断下。! 総額1千7万5032円!!

[事件番号令和2年(行政ウ)第16号]は、 去る2月29日(木)午後1時15分、 東京地方裁判所にて、裁判長からの言い渡しが行われました。

品田幸男裁判長は、2014年~2017年度の町田市議会政務活動費の 支出のうち、草の根が違法ではないかと提訴した 5,218 件中の 2,649 件、 金額にして約1007万円が「違法」である との判決を 言い渡しました。

まちだ市民クラブ会派は480万1514円、 自由民主党会派は351万4723円、 保守連合会派は175万8795円 を 「町田市に返還せよ」という内容です。

一両日中に、草の根のホームページに判決全文を 公開すべく、準備をすすめています。 、 、 、 ・・・



◎『町田市政を考える会・草の根』のホームページをご覧ください! http://www.machida-kusanone.com











町田市会3会派

曹

丈一市長に対し、3会派か 田市政を考える会・草の あったとして、市民団体「町 、政活費)に違法な支出が 町田市議会の政務活動費 のメンバー3人が石阪 うち、

習参加のための駐車場代な一葉恒久弁護士は「裁判官に に帰宅したタクシー代のほ 原告側は29日、市役所での対応として、深夜や早朝 定した。うち、「市政相談」などへ どが違法な支出だったと認 個人的な社交ダンス講

記者会見した。代理人の千原告側は29日、市役所で

出が多い。『政活費』で 代表の小林美知さん(65) 代表の小林美知さん(65) 民感覚ともずれていない 費』としか考えられない」 はなく、文字通り ただいた。実態に即し、支出の中身を丹念に見て 実態に即し、 『生活

ちたしていまなべれと

ていないため、コメント石阪市長は「判決を確認 コメント

変だっただろうなの

地裁判決市長に返還請求命令

は差し控える」としている。

5000年も 意思が3の大

+ ++

生活費

長に命じる判決を言い渡会派に求めるよう石阪市 度に自由民主党、まちだ市 活 TO XA 享用 三

民クラブ、保守連合(当時)

判決は、20

田市議会政活費 円「違法支出」

町

東京都町田市議会の20 東京地裁判決自民など3会派

還させるよう命じた。 と認め、計約1千万円を返 裁は29日、 めた訴訟の判決で、東京地せるよう石阪丈一市長に求 3人が、自民など3会派に などに違法な支出があった 記約3100万円を返還さ 4-17年度の政務活動費 市民団体メンバ 一部支出を違法

7

間に複数の駐車場代を請求 したケースもあった。 含まれる。市議1人が同時 や衛星放送の視聴料などが と称した未明のタクシー く」などとした。 との合理的な関連性を欠 額または半額を「政務活動 話代など約2500件の全 ンや駐車場、タクシー、電 品田幸男裁判長はガソリ タクシー代の市民相談

代表(65)は「国会議員も地 る会・草の根」の小林美知 原告の「町田市政を考え お金を何に使っ

のでコメントできない」と は「判決文を読んでいない ばいけない」と話した。市 した。 (宮本隆康)

は

党が約351 合が約175万円。 が約480万円、自由民主 活費で、まちだ市民クラブ 方円、保守連

提訴までに苦労したのは

2024年(令和6年)3月1日(金)

還を求めるよう命じた。 がない」として、市長に返が「会派の活動との関連性 3会派の計約1007万円 判長)であった。判決は、 日、東京地裁(品田幸男裁めた住民訴訟の判決が29 万円を返還請求するよう求 会の3会派に計約3142 体が石阪丈一市長に、市議 で議員活動と関係のない支 出があったとして、 町田市議会の政務活動費 市民団

不適切な支出とされたの 17年度の政 証拠集めだったという。 りにも多かった」と話した。 と認められて良かった。チ ェックされない支出があま

どし、事実関係に矛盾がな

れた現地に訪れてみたりな

わたる支出の一つひとつに判決は、各会派の多岐に

政活費の **小適切支** 明に計議会の会派 八出判決

代▽私的利用が推認される討。深夜や早朝のタクシー 途基準に合致するかを検 市条例が定める政活費の使 議員活動の状況も踏まえ、

ついて、利用状況や当時の

14~17年度分

て、当時本人がブログで屋への鉄道運賃などについ 駐車場代▽ダンス講習の会 に適合しない」と判断し 費などについて 「階段で転んで骨折し、 自民党会派の議員の名古 「使途基準

市民団体「違法と認定、良かった」 れない」とした例もあった。 5だずつ動ける」などと書 い痛み止めを飲んでやっと「階段で転んで骨折し、強 いていたことから「本人が 当時本人がブログで (金子和史)

が、まとまった金額が違法 市政を考える会・草の根」提訴した市民団体「町田 後の会見で「心配していた の小林美知代表(65)は判決 認したり、領収書の発行さ かったが、各議員のブログ 請求で入手。 などからその日の活動を確 誰に発行され

差し控えたい」との談話を んでいないのでコメントは いかをチェックした。 石阪市長は「判決文を読

だから3回給油できるんだかり **6** た領収書の写しを情報公開 林さんらは3会派が提出し で置いてあるだぜ 11

/ 訴訟の主役は領収書/

政務活動費は市民の税金です。にもかかわらず、使い道についての説明はまったくありません。かろうじで領収書が公表されているだけです。

市議会のホームページをご覧いただければわかりますが、タクシー代、駐車場代、ガソリン代、新聞代など、膨大な数の領収書が公表されています。でもよく見ると、政務活動のために使ったようには見えないものが多く混じっていることに気が付きます。例えば、深夜の時間帯のタクシー代。こんな時間まで果たして「市政相談」をするだろうか、と誰もが思うはずです。同じ時刻のガソリン代の領収書もあります。2台の自動車を同時に運転できる人はいないはず。ならば、どちらか一方の領収書は議員ではない人が給油したことになります。繁華街の駐車場の領収書も山ほどあります。こうした目で見出すと、領収書の山は「?」の連続になります。

もうひと頑張りすると、別の次元の「?」が見えてきます。例えば、領収書を目付順に並べてみるのです。そうすると、別のページに貼られた領収書が実は同じ時のもので、一人の議員がほぼ同時刻に2カ所で駐車を行ったことになっていることがわかります。ガソリン代でも一日に何度も給油したもの、ハイオクとレギュラーの給油が混ぜこぜになっているものが出てきます。しかも、そうした領収書が1つや2つではなく百件以上も出てくると、「領収書をただ搔き集めただけなのでは」という疑念が深まります。

さらに頑張ると、疑念は確信に変わってきます。新聞記事や議員のブログなどを頼りに その日に何があったのか、議員が何をしていたのかを調べて行くのです。そうすると、例 えば、サッカーの試合があるたびに試合場のそばで駐車がおこなわれたこと、ダンスの講 習会に参加するための駐車であったことが分かります。こうした支出が「政務活動のため」 と言えるはずはありません。

今回の訴訟では原告の皆さんが根気よく、領収書にまつわる「?」をあぶりだして下さいました。時間がかかる膨大な作業ですが、調べれば調べるほど政務活動とは無関係の支出であることがわかって来ました。ところが、議員(会派)は訴訟の場でも政務活動費の使い道を説明しようとしませんでした。彼らは、「原告は具体的な使途を全く明らかにしていない」などという答弁を繰り返すばかり。原告には、誰が何のために使ったのかがわからないのですから、「おかしい」としか言えないのは当然です。議員の側はそれを承知で、高を括ったような主張に終始しました。そこには、市民の税金を預かっている、という意識が残念ながらまったく感じられませんでした。

その果てに下されたのが今回の東京地裁の判決でした。裁判官は 5000 件以上の領収書を 丹念に検討し、半分以上の数の支出を違法と判断しました。判決文では、議員の側が政務 活動のために使ったことについて何ら具体的な立証をおこなっていない、という指摘が繰り返されました。まっとうな指摘だと思います。税金を使っているのにお金の使い道を説明しようとしない、説明できない、ということ自体、すでに異常な事態です。議員が政務 活動費についての認識を根本的に改め、議会ぐるみで改革に取り組むことが強く求められていると思います。

原告訴訟代理人 弁護士 千葉 恒久